

<一般委託>

横須賀市雨水管理総合計画(段階的整備計画)策定業務委託

横須賀市雨水管理総合計画(段階的整備計画)策定業務委託(一般委託)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|---|
| 1 | 目的 | 別紙のとおり |
| 2 | 履行期間 | 契約の日から令和4年3月15日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市小川町11番地 |
| 4 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 5 | 特記事項 | 別紙のとおり |
| 6 | 関係法規 | 別紙のとおり |
| 7 | 資格要件 | 本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)管理技術者は、技術士(上下水道部門一下水道)を有すること。 (2)受託者及び管理技術者は、平成22年4月1日以降に、業務受注時点の人口20万人以上かつ全体計画(合流+雨水)面積5,000ha以上の地方公共団体が発注した雨水管理総合計画策定業務、またはこれに類似する計画策定業務(雨水全体計画、雨水管理方針等)を実施した実績を有すること。 |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。 |
| 10 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 11 | 監督員 連絡先 | 横須賀市上下水道局 技術部 計画課 吉田 雄基 |

<指示又は希望事項>

| | |
|---|---|
| <p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p> | <p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p> |
|---|---|

横須賀市雨水管理総合計画（段階的整備計画）策定業務委託 仕様書

1 目的

本市では、令和元年度から令和2年度にかけて「雨水管理総合計画」のうち、下水道による浸水対策を実施すべき区域や整備水準、施設整備の方針等、基本的な事項を定める「横須賀市雨水管理方針（以下「雨水管理方針」という。）」を策定している。

本業務では、「雨水管理方針」を基に、当面・中期・長期といった時間軸を考慮した計画降雨に対するハード対策、照査降雨に対する付加的施設やソフト対策、及びその必要規模などを具体的に位置付けた「段階的整備計画」を策定する。

また、関連する計画を取りまとめて「横須賀市雨水管理総合計画」を作成する。

なお、本業務は、今後策定する事業計画に雨水管理総合計画を反映させることを踏まえた計画とする。

2 業務対象

雨水管理方針において、重点対策地区と位置付けられた排水区（約584ha）を原則とする。

（別添対象区域図（参考）あり）

※業務対象排水区一覧

| 地区名 | 排水区名 | 面積（ha） |
|---------|---------|--------|
| 逸見・汐入地区 | 汐入排水区 | 94.84 |
| 下町第1地区 | 若松排水区 | 98.33 |
| 追浜地区 | 夏島排水区 | 46.57 |
| 上町地区 | 上町排水区 | 50.07 |
| | 富士見排水区 | 52.65 |
| | 佐野第1排水区 | 102.87 |
| | 衣笠排水区 | 56.64 |
| 森崎地区 | 森崎排水区 | 81.62 |
| | 合計 | 583.59 |

3 業務条件

本業務の条件は以下のとおりとする。

- (1) 雨水計画関連の基礎資料、段階的整備計画の方針及び計画降雨強度等の諸元については、「雨水管理方針」に基づくこと。
- (2) 使用する流出解析モデルは「InfoWorks ICM」とする。
なお、雨水管理方針策定時に作成した施設データ等は、市より提供可能。
- (3) 以下の関連計画と整合を図ること。
 - ・横須賀市公共下水道全体計画（汚水及び雨水）
 - ・横須賀市下町浄化センター再構築基本計画
 - ・横須賀市ポンプ場再構築基本計画等

4 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 基礎調査
- (2) 段階的整備計画の策定
- (3) 報告書作成
- (4) 打合せ
- (5) 照査

5 作業内容

5.1 基礎調査

関連計画及び流出解析に必要な資料の収集と整理を行う。

5.2 段階的整備計画の検討

5.2.1 計画降雨に対するハード対策の検討

雨水管理方針における施設に対する解析結果から対象地区の浸水要因を把握し、全体計画における施設計画を参考に対策施設を段階的に配置するなど、時間軸を考慮した段階的整備計画を検討する。

検討は流出解析モデルを活用し、対策効果を評価した上で、管理方針で定めた段階的な整備目標を達成できる対策施設を関連計画と調整及び整合を図り設定する。

5.2.2 照査降雨に対するソフト対策等の検討

雨水管理方針で定めた照査降雨に対する付加的施設やソフト対策について検討する。

照査降雨に対する対策はソフト対策を基本とするが、局地的に減災目標の達成が困難な地域において、小規模な施設対策などにより減災目標の達成が可能である場合は、下水道事業による付加的対策を検討する。

5.2.3 費用効果分析

評価事業を抽出・整理し、資産データ等の費用効果分析を行い、計画降雨及び照査降雨に対する対策の浸水被害軽減期待額を算出する。

また、対策施設の概算事業費を算出し費用効果を算定する。

5.2.4 財政計画と段階的整備計画

段階的なハード対策及びソフト対策の概算事業費を算出し、財源を考慮した上で段階的整備の対象施設を抽出し、必要に応じて雨水管理方針を見直しながら、段階的整備計画を策定する。

また、雨水管理方針を基に、目標達成に向けた進捗管理を行うためのベンチマーク（管理指標）を設定し、段階的対策計画の対象排水区における対策施設の位置及び施設諸元を図示した雨水管理総合計画マップを作成する。

なお、本計画に位置付けた管きょ等のデータは、本市「区画割施設平面図等システム」へ反映する。

反映方法については、監督員と調整の上、作業を行う。

5.2.5 パブリック・コメント資料（素案）の作成

パブリック・コメントに向けた資料として、今回策定する「段階的整備計画」と、別途策定した「雨水管理方針」を調製した「横須賀市雨水管理総合計画」を作成する。

5.3 報告書作成

以上の検討を報告書としてとりまとめる。

5.4 打合せ

本業務の打合せは以下を基本とする。

- 初回・最終 : 2回
- 中間 : 3回

5.5 照査

業務開始時及び納品前を基本とし、業務実施方針や成果品の内容に関する照査を行う。

6 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|------------------------------------|--------|-----|
| (1) 業務報告書 | A4 版製本 | 3 部 |
| ・段階的整備計画検討書（対策施設資料として、図面、計算根拠等を含む） | | |
| ・協議資料等 | | |
| (2) 横須賀市雨水管理総合計画書 | A4 版製本 | 3 部 |
| (3) 雨水管理総合計画マップ | A0 版 | 3 部 |
| (4) 打合せ議事録 | | 一式 |
| (5) 電子成果品 | | 一式 |

7 参考図書等

本業務は、以下に掲げる最新版図書等を参考に行うものとする。

- (1) 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（国土交通省）
- (2) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 小規模下水道計画・設計指針（案）（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- (6) 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- (7) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (8) 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（国土技術研究センター）
- (9) 都市域における氾濫解析モデル活用ガイドライン（国土技術政策総合研究所・水害研究室）
- (10) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）
- (11) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- (12) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（国土交通省）
- (13) 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (14) 官民連携した浸水対策の手引き（案）（国土交通省）
- (15) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（国土交通省）
- (16) 水位周知下水道制度に係る技術資料（案）（国土交通省）
- (17) 内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（国土交通省）
- (18) 水害ハザードマップ作成の手引き（案）（国土交通省）
- (19) 下水道管きょ等における水位等観測を推進するための手引き（案）（国土交通省）

※業務期間中に、本業務に関連する新たなガイドラインや制度等が示された場合は監督員と協議し適切に反映させること。

【対象区域図(参考)】

